

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表四件

## 福島県監査委員

### 監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成23年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年6月13日

福島県監査委員 小 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦  
26人第469号  
平成26年5月26日

福島県監査委員 小 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦  
様

福島県知事 関

平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

#### 平成23年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容	措置の内容
9. 土地取得基金	① 特別会計への資金支出の長期滞留額 平成22年度末の土地取得事業特別会計への貸付額700,338千円	平成26年3月31日付けで一般会計による特別会計から、県庁周辺整備事業に係る289百万円の買戻し等を行い、長期滞留資金

<p>のうち、以下の県庁周辺整備事業に係る資金289,655千円は、平成11年度以来長期滞留している資金である。</p> <p>当基金の資金により取得できる土地は、福島県土地取得基金運用要綱第2条において、「原則として5年以内に事業の用に供する予定の土地とする」とされている。したがって、現状は本来の基金の資金用途には合致しないものであり、早急に一般会計による買戻し等の適切な措置を行うべきと考える。</p> <p>なお、当該物件は平成11年度に県庁舎整備計画の一環として購入した土地であり、現状では福島警察署分庁舎敷地として公有財産規則第27条の使用承認に基づいて使用されているとのことである。遊休状態ではなく使用されている土地である点からも、早急に一般会計による買戻しを行うべきものである。</p>	<p>の解消を図った。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

(監査総務課)

**監査公表第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成24年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年6月13日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 26人第468号  
 平成26年5月26日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 様

福島県知事 関

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

(別紙)

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容	措置の内容
小規模企業等設備導入資金貸付金等特別会計	(7) 債権の保全状況～譲渡担保（指摘） 調査対象の貸付金のうち2件について、いずれも譲渡担保の設定後における担保物件の保全管理や、現物の状況把握が不十分である。譲渡担保は債権保全	当貸付制度は既に終了し延滞債務の管理のみ行っておりますが、今後、同様の貸付制度を創設する際には、滞納が発生した時点で速やかに譲渡担保契約に基づく担保物件の処分を検討し、譲渡担保による保全を行う場合

のため重要な動産であり、担保設定後の管理を十分に行う必要がある。

以下に指摘する2件については、譲渡担保の現状と、担保物件の処分による債権回収の可能性を早急に調査検討し、担保物件処分等による回収可能性の有無を明確にすべきである。また、処分等による回収の可能性が認められる場合、早急に対応措置を実行すべきである。

なお、いずれの事例においても、本来は、滞納が発生した時点で速やかに譲渡担保契約に基づく担保物件の処分を検討実施すべきであったと考える。適時に担保物件の保全、処分換価がなされれば、たとえ一部分でも債権回収の早期化が図れたものと推察できる。

今後、他の債権について譲渡担保による保全を行う場合には、延滞発生後、速やかに現物の差押を実施するなどの保全措置を実行することを徹底すべきである。少子高齢化により財政状態が厳しい状況の中で、貸付金という県の財産である債権の保全を図るために、これまでより一層の回収努力が求められる部分であると考ええる。

#### (事例1)

本件は、担保の保全のため譲渡担保契約が昭和51年に締結されているにも拘わらず、債務不履行による譲渡担保物件の処分につき、処分の時期・方法・価格又は弁済充当の方法等の検討の有無については記録がなく不明である。本件は貸付年度・昭和51年度の案件で、滞納が昭和56年に発生し、30数年後の現在においても未回収残高が残っている。現時点においても県は当該担保物件の存在を把握していない状況である。

#### (事例2)

本件は、担保保全の見地から、譲渡担保契約が平成2年に締結されており、平成5年度より滞納が発生した。その後、平成8年度まで弁済実績がないにも拘わらず、現地調査は債務者が銀行取引停止処分を受けた後の平成11年に行われ、その際には

現物の差押を実施するなどの保全措置の徹底を図ります。

<p>渡担保物件の存在が特定できず、当該物件の不存在が確認できたに過ぎない。</p> <p>また、この現地調査以前において、債務不履行による当該担保物件の処分に係る時期・方法・価格又は弁済充当の方法等の検討を行っていたか否かについては、記録がないため不明である。したがって、当該物件が平成11年の時点で既に処分されていたのか、又は除却・滅失等がなされたものかについて、県では把握していない。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(監査総務課)

**監査公表第14号**

平成26年3月28日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年6月13日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 26財第398号  
 平成26年5月8日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第237号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等 公立大学法人福島県立医科大学  
 所管部局 総務部  
 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      期末手当、勤勉手当及び通勤手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」                      1 職員Aに支給された期末手当及び勤勉手当について、支給割合の認定を誤ったため、期末手当が306,447円、勤勉手当が161,508円過払いとなっている。</p>	<p>左記の指摘事項に関して、当該法人が以下の対策を講じたことを確認しました。</p> <p>なお、当該法人に対し、組織的なチェック体制を強化し各種手当を適正に支給するよう指導してまいります。</p> <p>(1) 職員Aに対し、平成25年11月28日付け文書にて、平成24年の期末・勤勉手当に支給誤りがあったことを通知し、返納を依頼した。</p> <p>平成25年12月24日及び平成26年1月29日に、納める必要のなかった共済費分58,391円を控除した額として、それぞれ204,782円ずつ、合計409,564</p>

<p>2 非常勤役員Bほか1名に支給された通勤手当について、旅費規程により支給すべきところを誤って非常勤職員給与規程により支給したため、32,943円が不足払いとなっている。</p> <p>「是正、改善等の意見」          期末手当、勤勉手当及び通勤手当の支給に当たっては、組織としてのチェック体制を強化し適正に行うこと。</p>	<p>円の返納を受けた。</p> <p>(2) 手当の認定誤りがないように担当と係長でダブルチェックを行うとともに、期末・勤勉手当支給については、支給割合の確認を行うため、人事担当の係との合議を行うなど、組織的なチェック体制を強化する。</p> <p>(1) 平成25年11月21日に通勤手当を正しい算出方法により認定。          ・平成25年11月21日に対象非常勤役員に説明。          ・平成25年12月9日に支給済。</p> <p>(2) 今後は、支給の根拠となる規程等の理解を深めるとともに、給与担当と連携を図りチェック体制を強化して適正に認定する。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 監査対象法人等 一般財団法人福島県電源地域振興財団  
 所管部局 企画調整部  
 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」              会計経理処理において、複式簿記の原則に照らし著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」              取引を、その都度総勘定元帳に転記せず年度末に一括して転記しており、複式簿記の原則に反している。その結果、財団会計処理規程に定める毎月末時の預金残高と帳簿との照合が行われていないなど、事務処理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「是正、改善等の意見」              会計処理に当たっては、複式簿記の原則に従い継続的に正確な帳簿を作成するとともに、財団会計処理規程に従い適正に執行すること。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該法人に対し、団体会計処理規程に従い適正に執行するよう指導してまいります。</p> <p>なお、預金残高については、当該法人が取引ごとに帳簿と照合していることを確認しました。</p>

(監査総務課)

監査公表第15号

平成26年3月28日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年6月13日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代

福島県監査委員 尾 形 克 彦  
26教財第106号  
平成26年5月2日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦 様

福島県教育委員会委員長 小 野 栄 重 閣

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第237号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等 公益財団法人福島県学術教育振興財団  
所管部局 教育庁  
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 事務手続が適正を欠いていることに加え、内部牽制が機能していないため、事務処理の執行に著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」 会計処理の基本となる帳簿が作成されていないことに加え、内部牽制が機能していないため、現金・預金の管理を始め、事務処理の執行に著しく適正を欠いている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年4月以降、支払業務を、事実上財団の臨時事務局員A（以下「事務局員A」という。）1名に任せている。</li> <li>2 一部の仕訳伝票が作成されておらず、主要帳簿である総勘定元帳も作成されていない。</li> <li>3 財団の会計規程で毎月末時点で行うこととされている預金残高と帳簿の照合がなされていない。</li> <li>4 通帳と公印を同一の金庫に保管し、かつ、同金庫の鍵の管理が不十分である上、本来、事務局長が自ら行うべき預金等払戻請求書への押印も事務局員Aに委ねており、事務局員Aが容易に預金の引出しができる状態にあった。</li> <li>5 これらの結果、平成24年9月19日から平成25年6月19日までの間において、35件1,223,866円の不正な預金の引出し等が行われた。</li> </ol> <p>「是正、改善等の意見」 事務の執行に当たっては適正な事務処</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり対策を講じたことを確認しました。</p> <p>なお、定期的な会計処理状況の確認を確実に行うとともに、事務局内での内部牽制体制を強化し、再発防止を徹底するよう指導してまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務局員Aの解雇後、会計担当を2名として相互牽制を図るとともに、支払に当たっては、支出伝票及び請求書等を事務局長及び事務局次長が必ず確認した上で、預金の引出し等を行わせることとしました。</li> <li>2 預金通帳と仕訳伝票を照合し、未作成となっていた仕訳伝票を作成しました。また、会計ソフトを利用して総勘定元帳を作成することとしました。</li> <li>3 毎月末に預金通帳の残高と総勘定元帳の預金科目の残高を、会計担当者のみならず事務局長及び事務局次長自らが照合することとしました。</li> <li>4 公印は事務局長の施錠できる机に保管するとともに、通帳は金庫に保管し、金庫の鍵は事務局次長が保管することとしました。また、預金の引出しに当たっては、支出伝票及び請求書等を必ず確認した上で、事務局長自らが払戻請求書に公印を押印することとしました。</li> </ol>

理を行うとともに、全事務局員が、その  
職責と役割を十分に自覚し、かつ、内部  
牽制が的確に行われるよう組織としての  
チェック体制を強化すること。

( 監 査 総 務 課 )